

議発第2号

掛川市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を裏面のとおりに地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出する。

平成31年3月22日提出

提出者

掛川市議会議員

鈴木正治

藤原正光

嶺岡慎悟

鈴木久裕

松浦昌巳

寺田幸弘

勝川志保子

富田まゆみ

藤澤恭子

榛村航一

松本均

大石勇

小沼秀朗

窪野愛子

山本裕三

二村禮一

草賀章吉

山本行男

鷲山喜久

榛葉正樹

提案理由

掛川市部設置条例の一部改正に伴い、掛川市議会委員会条例別表を改正するため、提出するものである。

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例

掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	定 数	所 管 事 項	名 称	定 数	所 管 事 項
総務委員会	(略)	総務部、企画政策部、 <u>市民協働部</u> 、危機管理部、消防本部、出納局、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項	総務委員会	(略)	総務部、企画政策部、危機管理部、消防本部、出納局、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
(略)			(略)		
環境産業委員会	(略)	環境経済部、都市建設部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項	環境産業委員会	(略)	<u>協働環境部</u> 、 <u>産業経済部</u> 、都市建設部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。